

公示第1号  
公示第1号  
最終改正  
平成31年4月1日

三河港における船舶と陸地との間の交通場所並びに  
貨物の積卸場所の指定について

関税法第24条第1項の規定による三河港における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を下記のとおり指定したので、同法施行令第22条第1項の規定により公告する。

三河港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について（平成9年10月24日付名古屋税関長公示第318号）は、廃止する。

平成13年7月1日

豊橋税関支署長 室田厚次

記

1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外 国 往 来 船	交 通 経 由 场 所
(1) 神野埠頭3号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(2) 神野埠頭4号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(3) 神野埠頭7号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(4) 神野埠頭8号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(5) 船渡埠頭2号及び3号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(6) 田原埠頭2号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(7) トヨタ自動車埠頭T1からT4までの桟橋にけい留する船舶	トヨタ自動車㈱田原工場配車門前通路
(8) 明海1号及び2号桟橋並びに明海3号及び4号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる桟橋及び岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(9) 明海5号岸壁にけい留する船舶	花王㈱豊橋工場防災センター前通路
(10) トピー北埠頭岸壁輸出用1号及び2号バースにけい留する船舶	トピー工業㈱豊橋製造所守衛所前通路
(11) 新来島豊橋造船岸壁にけい留する船舶	㈱新来島豊橋造船正門前通路
(12) 東京製鐵岸壁T S 1からT S 3までの桟橋にけい留する船舶	東京製鐵㈱田原工場正門前通路
(13) 蒲郡埠頭3号から9号までの岸壁及び11号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(14) 浜町埠頭1号及び2号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(15) 上記各欄に掲げる船舶及び上記各欄に掲げる船舶以外の船舶	明海南ドルフィン

## 2. 貨物の積卸場所

場所の名称	所 在 地	備 考
(1) 神野埠頭 3号、4号、7号及び8号岸壁	豊橋市神野ふ頭町3番1地先、 10番1地先、 神野西町一丁目8番、9番、10番	
(2) 船渡埠頭 2号及び3号岸壁	豊橋市明海町35番地	
(3) 田原埠頭 2号岸壁	田原市緑が浜1号10番2	
(4) トピー北埠頭岸壁輸出用1号 及び2号バース	豊橋市明海町1番地	
(5) 新来島豊橋造船岸壁	豊橋市明海町22番地	
(6) 明海1号及び2号桟橋並びに 3号から5号までの岸壁	豊橋市明海町4番51号、 5番地4、5番地27、 5番地73、5番地74地先、 31番地2	
(7) トヨタ自動車埠頭 T1からT4までの桟橋	田原市緑が浜3号1番地先、 1番1地先、6番1地先、7番地先	
(8) 明海南ドルフィン	豊橋市明海町5番地1	船用品、携帯品及び別託送品に限る。
(9) 東京製鐵岸壁 TS1からTS3までの桟橋	田原市白浜二号1番3地先	
(10) 蒲郡埠頭 3号から9号までの岸壁及び 11号岸壁	蒲郡市浜町99番、105番、 106番	
(11) 浜町埠頭 1号及び2号岸壁	蒲郡市浜町65番1、98番	

(注) 「場所の名称」は、港湾管理者が公示したもの又は企業により港湾管理者あてに届出たものである。